

不足額給付Ⅱ(定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかった方)

## 令和7年度鳥栖市定額減税不足額給付金 (不足額給付Ⅱ)申請書のご案内

令和6年に実施した当初調整給付(令和6年度調整給付金)の算定に際し、給付対象でなかった方で、下記要件を満たす方へ調整給付金(不足額給付分)として支給するものです。

● 給付対象者(専従者又は合計所得金額48万円超であって所得税及び住民税所得割額がゼロの場合)

◆ 支給要件 ※次の①～④の支給要件すべてに該当する方

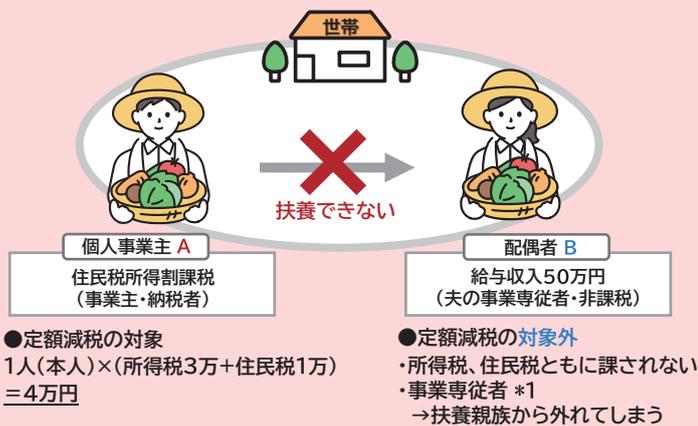
- ① 所得税・住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円(本人として定額減税の対象外)
- ② 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(扶養親族としても定額減税対象外)
- ③ 低所得世帯向け給付「令和5年度非課税(7万円)」、「令和5年度均等割のみ課税(10万円)」、「令和6年度新たな非課税・均等割のみ課税(10万円)」のいずれも対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- ④ 令和7年1月1日に鳥栖市に住民登録がある

◆ 支給額

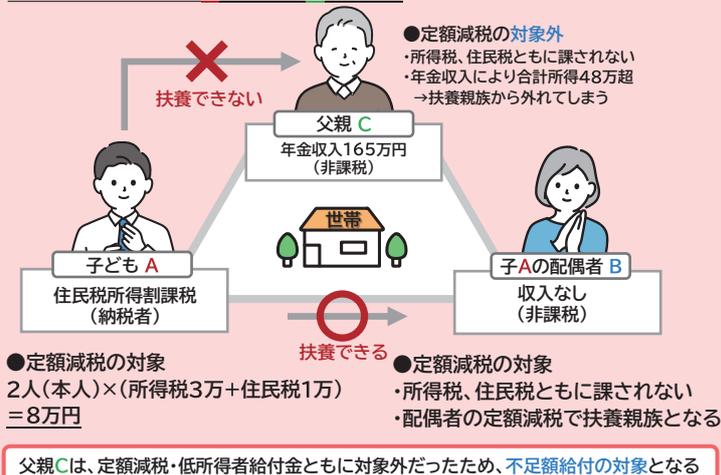
**原則4万円**(定額)での支給となります ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円の支給となります

【給付対象となりうる方の例】 ※主に青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得48万円超の方が対象となります

同一世帯で個人事業主 A の事業専従者である配偶者 B の場合



同一世帯で子ども A の父親 C の場合



\*1)税制上、事業専従者は所得に関わらず「扶養親族等には該当しない」とされている

**!** 本給付金は必ず手続きが必要です

【手続きのご案内】

上記の支給要件に該当する場合は、別紙の「申請書」に必要事項をご記入のうえ、提出書類と一緒に、受付窓口へ直接お持ちいただくかまたは郵送にてご提出ください。期限までにお手続きがない場合は、本給付金を受給することができませんのでご注意ください。提出書類について、詳しくは裏面をご覧ください。

● 申請期限

**令和7年10月31日(金)消印有効**

● お問い合わせ

鳥栖市不足額給付金コールセンター

TEL 0120-209-062

受付時間 平日 午前9時～午後5時(土・日・祝日休み)

● 送付先

〒841-8511  
佐賀県鳥栖市宿町1118番地  
鳥栖市 税務課 不足額給付金担当

● 受付窓口

鳥栖市役所2階 不足額給付金窓口  
※書類のご提出は受付窓口でも可能です

【受付時間】 平日 午前9時～午後5時(土・日・祝日休み)

# 令和7年度鳥栖市物価高騰対応重点支援給付金 (不足額給付Ⅱ)申請書の記入例

## 記入例注意事項

- ・該当項目を黒のボールペンなどで、はっきりと正確にご記入ください
- ・消せるタイプのペンや鉛筆の使用はできません

### ▼申請書【表面】

**①**申請者の氏名・生年月日・現住所・電話番号をご記入ください。なお、**現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる場合は令和6年1月1日時点の住所の記載をお願いいたします。**  
※日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。不備があった場合に、ご連絡させていただくことがあります。

**②**振込を希望する口座情報をご記入ください。※申請者名義の口座をご記入ください。申請者以外の口座に振り込みを希望する場合は**③【代理人欄】**の記載が必要です

**③**代理人口座で受給する場合のみ記入ください。※代理人口座で受給する場合は**別途書類**が必要です。下記の**提出書類一覧**をご確認ください。

## ■ 令和7年度鳥栖市定額減税不足額給付金 (不足額給付Ⅱ)申請書

令和6年に実施した定額減税給付金(令和6年度調整給付金)の給付を受けて、給付対象でない

裏面記載の【誓約・同意事項】に異議ないため申請いたします。

**1**

### 1 申請者

フリガナ 氏名	生年月日	現住所	佐賀県鳥栖市宿町〇-〇-〇号	
トス タロウ	(西暦) 1900年 〇月〇日	令和6年1月1日 時点の住所	同上 <small>※現住所と変更がない場合は「同上」とご記入ください</small>	
鳥栖 太郎	〇月〇日	<input type="checkbox"/> 国外 <small>国外居住者の場合は こちらにチェック</small>	電話番号	080 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 <small>※日中ご連絡のとれる連絡先をご記入ください</small>

**2**

### 2 振込口座欄 ※長期入出金のない口座は記入しないでください

金融機関コード	金融機関名				
0 1 2 3	鳥栖銀行				
支店コード	支店名	種別	口座番号		
1 2 3	鳥栖支店	普通・当座	0 1 2 3 4 5 6		
口座名義(カタカナ)※通帳の表記に合わせてください					
トス タロウ					

**!** 申請には本紙と提出書類をご返送ください ※提出書類の詳細は裏面をご確認ください

**3**

### 3 代理人欄 ※代理人口座で受給する場合のみ下記に代理人情報をご記入ください

代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所 (申請者と同一世帯の場合は住所の記入は不要)
鳥栖 花子	西暦 1900年 1月 1日	佐賀県鳥栖市宿町〇-〇-〇号
代理人電話番号	申請者との関係性	<b>!</b> 代理人口座で受給する場合は、裏面の提出書類と本紙をあわせてご郵送ください。
080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 同一世帯 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 子 )	

## ◆ 提出書類一覧 ◆

### 申請する際 必ず提出が必要

- 申請者の本人確認書類の写し
- 申請者の振込口座確認書類の写し ※代理人を受給する場合は提出不要
- 令和6年分所得税の源泉徴収票・確定申告書・年金支払証明書・年金通知書の写し等のいずれか1点  
※令和6年分所得税の税額・合計所得金額がわかる書類
- 令和6年度分個人住民税の納税通知書または令和6年度(非)課税証明書の写し  
※令和6年度分個人住民税所得額の税額・合計所得金額がわかる書類
- 事業主の令和6年分所得税確定申告書、青色事業専従者に関する届出書または青色申告決算書の写し  
※青色事業専従者・事業専従者(白色)の方のみご提出ください

**!**

下記に該当する方は、上記に加え、追加で提出書類が必要です

### 代理人申請 される方

- 申請者の代わりに受給する場合は、上記の必要書類と追加で下記書類も一緒にご提出ください。
- 代理人の本人確認書類の写し
  - 代理人の振込口座確認書類の写し
  - 申請者との関係がわかる書類(戸籍謄本・登記事項証明書など)※同一世帯の場合は不要です